

田 第 694 号  
令和 8 年 2 月 27 日

各 田辺市所管指定相当訪問型サービス事業者 様

田辺市 保健福祉部長  
(公印省略)

訪問型サービスにおける同一建物減算（12%減算）の届出について（後期）

平素は、介護保険事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度介護報酬改定により新設された、同一建物減算における 12%減算（同一敷地内建物等に居住する利用者への提供割合 90%以上である場合）に該当する指定相当訪問型サービス事業所は、指定権者への届出が必要となります。同一建物減算を算定している事業所につきましては、下記の点にご留意の上、田辺市やすらぎ対策課指導係に届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 同一建物減算

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
②15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）
④12%減算（新設）	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した指定相当訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合

2. 判定方法

(1) 計算方法

判定期間（前 6 月間）に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数のうち、同一建物減算（上記①に該当するもの）の割合が 90%以上である場合は 12%減算の対象となります。

**(指定訪問介護の利用者は含めません。)**

(判定期間に)  
同一建物減算の適用を受けている利用者数※÷サービス提供した総数

※②15%減算と③10%減算に該当する利用者は含めません。

(2) 正当な理由の範囲の例示

計算した割合が 90%以上に至ったことについて、正当な理由がある場合は、届出は不要となります。正当な理由に該当するかは下記を参考願います。

a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合  
b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合  
c：その他正当な理由と市長が認めた場合  
※ab に該当する場合、届出は不要です。要件を満たすことがわかる根拠書類を準備し、市から求めがあった場合は提出をお願いします。c に該当する場合は、別紙 10 と根拠書類を併せて市に届出をお願いします。

(3) 令和7年度の判定期間と減算適用期間

R7	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

※届出期限について、15日が休日の場合は前開庁日までに提出をお願いします。

3. 届出

(1) 届出期限（令和7年度後期）

令和8年3月13日（金）必着

(2) 届出先

田辺市やすらぎ対策課指導係

(3) 届出方法

①電子申請・届出システム

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

「申請届出メニュー」は、「5. 加算に関する届出」を選択し、ご提出ください。

②郵送又は持参

電子申請届出システムの活用環境が整っていないなど、やむを得ない事情がある場合、郵送又は書類の持参による届出も可能とします。この場合においては、2部ご提出ください。1部を事業所控え分として、お返しいたします。

また、郵送の場合、事業所控え分の返信用封筒（郵便番号、住所、事業所名を記載し切手を貼ったもの）を同封してください。後日、受付印を押印し返送いたします。

(4) 届出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 50-1）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-4-2）
- ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙 10）

様式については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/4/4/985.html>

※（別紙 10）訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

指定相当訪問型サービス事業所が本様式を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含みません。

4. 書類の保管について

90%以上でない場合、届出は不要です。その場合も別紙 10 を作成し、事業所にて 5 年間保存してください。（運営指導の際に提示を求める場合があります。）

なお、市から提示を求められた場合は速やかに提出をお願いします。

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号  
田辺市 やすらぎ対策課 指導係 電話：0739-33-7033 FAX：0739-25-3994